

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	使用許可の取消し等
根拠法令(例規)及び条項	ピパオイの里プラザ条例第 13 条
法令(例規)番号	平成 2 年 3 月 29 日条例第 12 号
関 係 条 項	ピパオイの里プラザ条例第 8 条第 2 項
所 管 課 係 名	経済観光課商工労働係
処 分 基 準	
処 分 基 準 の 未 設 定 理 由	<input checked="" type="checkbox"/> ：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	意見陳述の手続—省略

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	使用承認の取消し等
根拠法令(例規)及び条項	まちなか交流広場条例第 9 条
法令(例規)番号	平成 21 年条例第 34 号
関 係 条 項	
所 管 課 係 名	経済観光課商工労働係
処 分 基 準	<p>(使用承認の取消し等)</p> <p>第 9 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の承認を取り消すことができる。</p> <p>(1) 使用者が使用承認の条件に違反したとき。</p> <p>(2) 使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。</p> <p>(3) 公益上又は交流広場の管理運営上やむを得ない理由が生じたとき。</p> <p>2 前項によって生じた使用者の損害については、市長は賠償の責めを負わない。</p>
処分基準の未設定理由	<p><input checked="" type="checkbox"/>ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	意見陳述省略

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	指定、助成及び課税の免除等の取消し
根拠法令(例規)及び条項	美唄市産業振興条例第 8 条
法令(例規)番号	平成 16 年条例第 17 号
関 係 条 項	同条例第 3 条 1 項及び第 4 条第 1 項
所 管 課 係 名	経済観光課商工労働係
処 分 基 準	<p>【美唄市産業振興条例】 (指定、助成及び課税の免除等の取消し)</p> <p>第 8 条 市長は、指定事業者が次の各号の一に該当すると認めるときは、当該指定又は助成若しくは課税の免除等を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。</p> <p>(1) 第 3 条第 1 項又は第 4 条第 1 項の要件を欠くに至ったとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正の手段により助成又は課税の免除等を受け、若しくは受けようとしたとき。</p> <p>(3) 事業を休止し、又は廃止したとき。</p> <p>(4) この条例に基づく義務を怠る行為があったとき。</p>
	<p>処分基準の未設定理由</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	